

議案第60号

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年墨田区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条及び第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額等を引き上げる必要がある。